3　感染源及び感染経路の究明

ＢＳＥであると判定された牛が飼育されていた農場が所在する都道府県は、国、関係都道府県等の協力を得て、当該牛への飼料の給与状況等の疫学調査を実施するものとする。

国は、ＢＳＥであると判定された牛の疫学調査を実施する都道府県等と協力して、飼料等の原材料の流通経路等に関する調査を実施し、感染源及び感染経路の究明を行い、再発防止に努めるものとする。

第４　正確な情報の伝達に関する事項

1　ＢＳＥの発生の確認に関する情報の伝達

ＢＳＥの発生が確認された場合には、国及び地方公共団体は、ＢＳＥであると判定された牛及び発生農場における飼育管理の概要等に関する情報について、プレスリリース、ホームページ等を通じて適切な方法により公表するものとする。

また、公表に当たっては、ＢＳＥの特性とともに、ＢＳＥが疑われる牛の隔離等適切な防疫措置の実施状況等についても説明するものとする。その際、当該牛に関連する地域において、ＢＳＥが発生した農家のプライバシーに配慮しつつ、過剰な取材を行わないよう報道機関等に協力を求めるものとする。

さらに、と畜場においてＢＳＥの発生が確認された場合には、ＢＳＥであると判定された牛に由来する食肉等は焼却処分となるため市場には流通しない旨を、適切な方法により公表するものとする。

2　ＢＳＥに関する正しい知識や科学的知見の普及

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、ＢＳＥ検査の実績、ＢＳＥに関する基礎的知識、牛肉等の安全確保対策等のＢＳＥに関する正しい知識を普及するとともに、ＢＳＥや変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）に関する科学的知見を紹介し、ＢＳＥに関する国民の理解を深めるものとする。

第５　関係機関及び地方公共団体の協力に関する事項

1　人員の確保、研究の推進等

国、都道府県及び保健所設置市は、関係市町村等の協力を得て、対応措置の実施に必要となる人員を確保するとともに、研修の実施による診断・検査技術の向上等を図り、関係独立行政法人等の協力を得て、ＢＳＥに関する専門家の派遣、防疫体制の整備等を行うものとする。

また、国は、ＢＳＥプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるＢＳＥとは異なり孤発性の可能性が示されている非定型ＢＳＥの伝達性の解明等の研究を推進するものとする。

2　関係府省等との協力

農林水産省及び厚生労働省は、本計画に掲げる措置を実施するに当たっては、関係府省との緊密な連携を図るものとし、また、都道府県等において、本計画に掲げる措置が適切に実施されるよう、相互に連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第６　その他対応措置に関する重要事項

1　ＢＳＥの発生予防のための措置

⑴　輸入検疫措置

国は、諸外国におけるＢＳＥの発生状況、発生リスク等に関する情報を収集し、これらの情報に基づき、食品安全委員会において必要な評価を行った上で、その評価結果等を踏まえ、的確な輸入検疫を実施するものとする。

⑵　国内における発生予防措置

国及び都道府県は、肉骨粉を含む飼料の使用、製造及び販売に係る措置が適切に実施されていることについて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの協力を得て監視するものとする。

また、国及び都道府県は、牛の肉骨粉を含む肥料の使用、製造及び販売に関し、必要な規制措置を講ずるものとし、その措置が適切に実施されていることについて、同センターの協力を得て監視するものとする。

2　肉骨粉及び畜産副産物の処理等に関する措置

国及び都道府県は、飼料及び肥料としての利用が規制されている牛の肉骨粉については、焼却等の的確な実施の推進に努め、また、関係業界の協力を得て、死亡牛の焼却施設等において適切な処理が行われるよう努めるものとする。

また、国及び都道府県は、牛の肉骨粉を原料等とする飼料及び肥料の使用に関し、必要な規制措置を講じつつ、畜産副産物を原料段階で畜種別等に区分して化製処理を行う体制の整備に努めるものとする。

3　畜産農家、関係業者等の経営安定に関する措置

国は、畜産物に係る需給及び価格の動向等の状況の変化を踏まえ、ＢＳＥの発生に伴う牛肉価格の低下等により経営が不安定になった牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年２月10日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　監督命令をした年月日　平成27年12月21日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社技研　大阪府大阪市北区天満４丁目12番９号　代表取締役　石田　榮市

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことにかんがみ、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成28年１月20日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社技研が行った、建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、建築基準法第58条に適合しない建築計画であるにもかかわらず、建築基準法第６条の２第１項の規定による確認済証を交付した。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年２月10日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間820円」を「１時間833円」に改める。

公告

諮問事項

有権者申出方

元当局所属公証人浅尾俊久の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成28年２月10日　神戸地方法務局

公示送達

社会保険審査会平成27年（厚）第580号再審査請求事件（請求人　佐藤　博子）に関し、社会保険審査官及び社会保険審査会法第34条第１項の規定に基づき、林　　中硯を当該事件の手続に当事者（利害関係のある第三者）として参加させることについて、同条第２項に基づき意見照会を行うので、意見がある場合は、本件事務を所掌する厚生労働省保険局総務課社会保険審査調整室（東京都千代田区霞が関１－２－２）まで申し出られたい。

本年２月25日までに申出がない場合は、上記の者を当該事件の手続に当事者として参加させることとして、その旨の決定通知及び審理期日の通知を、別途、厚生労働省本省（東京都千代田区霞が関１－２－２）１階の掲示場への掲示により行うこととする。

平成28年２月10日　社会保険審査会委員長

連絡先

〒100―8916

東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省保険局総務課社会保険審査調整室

ＴＥＬ03―3595―2554（代表）